

宇土市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業 「協力事業者・協力サポーターへのメール配信上の注意事項等」

1 協力者（協力事業者・協力サポーター）の登録及び利用料

- ① 本事業のメールアドレスの登録は、協力者各自の判断によるものとし、登録内容に変更が生じた場合や配信の停止を希望する場合は、速やかに登録の変更・廃止を市高齢者支援課へ届け出てください。
- ② kourei02@uto.kumamoto.jp からのメールを受信可能な設定としてください。
- ③ メールが一定回数配信できない場合には、当該協力者へ通知することなく配信を停止し、メールアドレスを削除させていただくことがあります。
- ④ 登録及び情報提供は無料ですが、メールの送受信に要する通信費等（パケット料金、プロバイダ料金、接続料金等）は協力者等の負担になります。

2 メールの配信

- ① 本事業のネットワークに対し、検索依頼があった場合に、検索対象者の特徴等の情報をメールで一斉送信します。
- ② 上記①のほか、認知症に関するイベント等のお知らせを配信する場合があります。
- ③ 受信したメールの事業目的以外の利用及び転送等を行わないでください。
- ④ 配信するメールの内容の正確さには万全を期しますが、後に虚報、誤報等が判明した場合には、内容を訂正するメールを配信することがあります。
- ⑤ メール配信システムは、全ての利用環境に対して完全な動作を保証しているものではありません。利用する環境や機器によってメールの送受信ができない場合があります。
- ⑥ 登録されたメールアドレスを管理するメールサーバーの一時的な障害等により、不達や遅延等正常にメール発信できない場合があります。

3 検索の協力

- ① 検索依頼メールを受け取った協力者は、可能な範囲で検索を行い、発見された場合は、メール内に記載された警察署にご連絡ください。（検索依頼メールを配信する前提として、検索対象者のご親族等から、警察署へ行方不明届をご提出いただくこととしております。）
- ② 悪天候や早朝深夜などの無理な検索を依頼するものではありません。
- ③ 交通状況や事故には十分にご注意ください。

4 免責事項

- ① 市は、協力者が本事業を利用したことにより発生した損害、及び第三者に与えた損害、メールの遅延等の障害について、一切の責任を負いかねます。
- ② 市は、メール配信システムの障害やメンテナンス、その他やむを得ない理由により、事前に通知することなく、メールの配信を中断又は停止することがあります。また、それにより発生する損害について、一切の責任を負いかねます。

5 登録の抹消

本注意事項に違反した場合、その他市が不適切と判断した場合は、協力者の登録を抹消する場合があります。

6 その他

本事業の改善のために、本内容の一部または全部を変更する場合があります。